

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正

平成 21 年 9 月 16 日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条 ~ 第 5 条 (略)</p> <p>(国内取引所の上場株式の評価)</p> <p>第 6 条 国内の金融商品取引所 (金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。) 第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいい、以下「取引所」という。) に上場されている株式は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。</p> <p>2 二以上の取引所に上場されている株式は、次の各号に定めるところにより評価する。</p> <p>(1) 東京証券取引所を含む二以上の取引所に上場されている株式 (新たに東京証券取引所に上場されたもので従前から東京証券取引所以外の取引所に上場されていた株式であって、東京証券取引所の上場日以降自主規制委員会において評価取引所 (当該取引所の最終相場等により評価することとされている当該取引所をいう。以下同じ。) の変更が行われていない株式を除く。) は、東京証券取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。</p> <p>ただし、自主規制委員会において値付けが行われた日数 (以下「値付日数」という。) 及び取引量を勘案して、その最終相場等で評価することが適当と認められた東京証券取引所以外の他の取引所が定められている場合には、当該他の取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 ~ 4 (略)</p> <p>第 7 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条 ~ 第 5 条 (同 左)</p> <p>(国内取引所の上場株式の評価)</p> <p>第 6 条 国内の金融商品取引所 (金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。) 第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいい、以下「取引所」という。) に上場されている株式は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。</p> <p><u>ただし、ジャスダック証券取引所に上場されている株式 (以下「ジャスダック上場株式」という。) は、この項の規定にかかわらず第 12 条の規定を適用する。</u></p> <p>2 二以上の取引所に上場されている株式は、次の各号に定めるところにより評価する。</p> <p>(1) 東京証券取引所を含む二以上の取引所に上場されている株式 (新たに東京証券取引所に上場されたもので従前から東京証券取引所以外の取引所に上場されていた株式であって、東京証券取引所の上場日以降自主規制委員会において評価取引所 (当該取引所の最終相場等 <u>(ジャスダック証券取引所における基準値段を含む。以下同じ。)</u> により評価することとされている当該取引所をいう。以下同じ。) の変更が行われていない株式を除く。) は、東京証券取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。</p> <p>ただし、自主規制委員会において値付けが行われた日数 (以下「値付日数」という。) 及び取引量を勘案して、その最終相場等で評価することが適当と認められた東京証券取引所以外の他の取引所が定められている場合には、当該他の取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>3 ~ 4 (同 左)</p> <p>第 7 条 (同 左)</p>

新	旧
<p>(計算日に最終相場がない場合の株式の評価)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(権利落相場等の場合の株式の評価)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等となった場合の評価)</p> <p>第10条 同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等(新株引受権がなくなった相場又は配当請求権がなくなった相場をいう。)となった場合の当該旧株式又は新株式の評価は、計算日において旧株式又は新株式のいずれか一方の最終相場及び気配相場がなく、かつ普通取引におけるその後の権利関係が同一の旧株式及び新株式である場合には、他方の株式の最終相場又は気配相場で評価するものとする。</p> <p>(株式分割による上場新株式について発行日取引を行った場合の当該新株式の評価の特例)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第12条 削除</p>	<p>(計算日に最終相場がない場合の株式の評価)</p> <p>第8条 (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p><u>5 前4項の規定は、ジャスダック上場株式について適用しない。</u></p> <p>(権利落相場等の場合の株式の評価)</p> <p>第9条 (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p><u>5 前4項の規定は、ジャスダック上場株式について適用しない。</u></p> <p>(同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等となった場合の評価)</p> <p>第10条 同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等(新株引受権がなくなった相場又は配当請求権がなくなった相場をいう。)となった場合の当該旧株式又は新株式の評価は、計算日において旧株式又は新株式のいずれか一方の最終相場及び気配相場がなく、かつ普通取引におけるその後の権利関係が同一の旧株式及び新株式である場合には、他方の株式の最終相場又は気配相場で評価するものとする。</p> <p><u>ただし、本条の規定は、ジャスダック上場株式について適用しない。</u></p> <p>(株式分割による上場新株式について発行日取引を行った場合の当該新株式の評価の特例)</p> <p>第11条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p><u>3 前2項の規定は、ジャスダック上場株式について適用しない。</u></p> <p><u>(ジャスダック上場株式の評価)</u></p> <p><u>第12条 ジャスダック上場株式は、計算日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価するものとする。</u></p> <p><u>2 翌営業日に権利落(新株引受権がなくなったものをいう。)若しくは配当落(配当請求権がなくなったものをいう。)となるジャスダック上場株式について次に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず当該各号に定める価額で評価するものとする。</u></p> <p><u>(1) 計算日に最終の売買値段がある場合 当該最終売買値段</u></p>

新	旧
<p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(預託証券又は預託証書の評価)</p> <p>第15条の2 第6条から第15条の規定は、株式の性格を有する預託証券又は預託証書(以下この条において「預託証券等」という。)の評価等について準用する。この場合において、第6条、第8条から第10条及び第15条中「株式」とあるのは「預託証券等」と、第6条、第7条、第9条及び第15条中「当該株式」とあるのは「当該預託証券等」と、第7条中「国内株式」とあるのは「国内預託証券等」と、第7条中「上場株式」とあるのは「上場預託証券等」と、第9条中「新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式(以下「新旧株式」という。)」とあるのは「新株引受権がなくなったときの旧預託証券等及び新預託証券等(以下「新旧預託証券等」という。)」と、「配当請求権がなくなったとき若しくは資本の減少の効力が発生したとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式(以下「権利落等株式」という。)」とあるのは「配当請求権がなくなったとき若しくは資本の減少の効力が発生したとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの預託証券等(以下「権利落等預託証券等」という。)」と、「新旧株式」とあるのは「新旧預託証券等」と、「権利落等株式」とあるのは「権利落等預託証券等」と、「合併新株式」とあるのは「合併新預託証券等」と、第10条及び第11条中「旧株式」とあるのは「旧預託証券等」と、「新株式」とあるのは「新預託証券等」と、第10条中「当該旧株式」とあるのは「当該旧預託証券等」と、第11条中「上場新株式」とあるのは「上場新預託証券等」と、「当該新株式」とあるのは「当該新預託証券等」と、第13条及び第14条中「上場予定株式」とあるのは「上場予定預託証券等」と、第14条及び第15条中「未上場株式」とあるのは「未上場預託証券等」と、第15条中「外国株式」とあるのは「外国預託証券等」と、「当該外国株式」とあるのは「当該外国預託証券等」と、「未登録株式」とあるのは「未登録預託証券等」と、「登録予定株式」とあるのは「登録予定預託証券等」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 計算日に売買値段がなく売気配及び買気配が発表された場合 <u>売気配値及び買気配値を平均して算出した価額で円単位(円未満切捨とする。)</u>の価額</p> <p>(3) <u>買気配値又は売気配値の一方が発表された場合 発表された買気配値又は売気配値</u></p> <p>(4) <u>売買値段及び気配相場がない場合 計算日の直近の日の基準値段</u></p> <p>第13条～第15条 (同左)</p> <p>(預託証券又は預託証書の評価)</p> <p>第15条の2 第6条から第15条の規定は、株式の性格を有する預託証券又は預託証書(以下この条において「預託証券等」という。)の評価等について準用する。この場合において、第6条、第8条から第10条及び第15条中「株式」とあるのは「預託証券等」と、<u>第6条中「ジャスダック証券取引所に上場されている株式(以下「ジャスダック上場株式」という。)」とあるのは「ジャスダック証券取引所に上場されている預託証券等(以下「ジャスダック上場預託証券等」という。)」</u>と、第6条、第7条、第9条及び第15条中「当該株式」とあるのは「当該預託証券等」と、第7条中「国内株式」とあるのは「国内預託証券等」と、第7条中「上場株式」とあるのは「上場預託証券等」と、<u>第8条から第12条中「ジャスダック上場株式」とあるのは「ジャスダック上場預託証券等」と</u>、第9条中「新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式(以下「新旧株式」という。)」とあるのは「新株引受権がなくなったときの旧預託証券等及び新預託証券等(以下「新旧預託証券等」という。)」と、「配当請求権がなくなったとき若しくは資本の減少の効力が発生したとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式(以下「権利落等株式」という。)」とあるのは「配当請求権がなくなったとき若しくは資本の減少の効力が発生したとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの預託証券等(以下「権利落等預託証券等」という。)」と、「新旧株式」とあるのは「新旧預託証券等」と、「権利落等株式」とあるのは「権利落等預託証券等」と、「合併新株式」とあるのは「合併新預託証券等」と、第10条及び第11条中「旧株式」とあるのは「旧預託証券等」と、「新株式」とあるのは「新預託証券等」と、第10条中「当該旧株式」とあるのは「当該旧預託証券等」と、第11条中「上場新株式」とあるのは「上場新預託証券等」と、「当該新株式」とあるのは「当該新預託証券等」と、第13条及び第14条中「上場予定株式」とあるのは「上場予定預託証券等」と、第14条及び第15条中「未上場株式」とあるのは「未上場預託証券等」と、第15条中「外国株式」とあるのは「外国預託証券等」と、「当該外国株式」とあるのは「当該外国預託証券等」と、「未登録株式」とあるのは「未登録預託証券等」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>(国内転換社債等の評価)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第17条 削除</p> <p>第18条～第23条 (略)</p> <p>(投資信託又は貸付信託等の受益証券の評価)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 第21条の規定は、<u>前項</u>に掲げる受益証券等のうち取引所に上場されていない受益証券等(以下「未上場受益証券等」という。)の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等(以下「公社債等」という。)」とあるのは「未上場の受益証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのを「当該未上場の受益証券等」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、<u>前項</u>第1号及び第2号に掲げる未上場受益証券等の評価については、当該受益証券等の運用会社等が公表する基準価額で評価することができるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>託証券等」と、「登録予定株式」とあるのは「登録予定預託証券等」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(国内転換社債等の評価)</p> <p>第16条 (同左)</p> <p>2～3 (同左)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、ジャスダック証券取引所に上場されている転換社債等は第17条の規定を適用する。</u></p> <p>(ジャスダック証券取引所上場転換社債等の評価)</p> <p>第17条 <u>ジャスダック証券取引所に上場している転換社債等は、計算日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価するものとする。</u></p> <p>第18条～第23条 (同左)</p> <p>(投資信託又は貸付信託等の受益証券の評価)</p> <p>第24条 (同左)</p> <p>2 <u>ジャスダック証券取引所に上場されている受益証券等の評価については、前項の規定に係わらず、第12条を準用するものとする。この場合において、同条中「ジャスダック上場株式」とあるのは「ジャスダック上場受益証券等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 第21条の規定は、<u>第1項</u>に掲げる受益証券等のうち取引所に上場されていない受益証券等(以下「未上場受益証券等」という。)の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等(以下「公社債等」という。)」とあるのは「未上場の受益証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのを「当該未上場の受益証券等」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、<u>第1項</u>第1号及び第2号に掲げる未上場受益証券等の評価については、当該受益証券等の運用会社等が公表する基準価額で評価することができるものとする。</p> <p>(同左)</p>

新	旧
<p>附 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 9 月 24 日から実施する。</p> <p>ただし、実施日に最終相場がないジャスダック上場株式会社については、第 8 条第 1 項の「直近の日の最終相場」を「実施日の前営業日の評価値」と、実施日に最終相場のないジャスダック上場転換社債等については、第 16 条第 1 項の「計算日の最終相場」を「実施日の前営業日の評価値」と読み替えるものとする。</p>	